

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準および 復旧技術指針講習会（全構造編）

建築CPD情報提供制度の認定プログラム【5単位】

■ 目 的

地震発生後の被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後、被災建築物の所有者からの依頼により、被災建築物の再使用の可能性や、復旧するための被災度区分判定及び復旧業務の迅速な実施が重要となります。

被災度区分判定は、地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者が当該建築物の沈下、傾斜および構造躯体の損傷状況から被災建築物の耐震性能を推定し、継続使用のための復旧の要否とその程度を建築士事務所の業務として判定するものです。本講習会は、震災建築物の被災度区分判定および復旧に伴う設計・工事監理を行うことのできる建築士事務所を育成することを目的としています。

今般、2015年の標記講習テキストの大幅な改訂による講習会の実施より5年が経過したことにより、2015年版講習会テキスト発行後の知見や改訂時に対応できなかった課題を別冊資料としてまとめ、これらをテキストとして、本講習会を実施することといたしました。

なお、受講修了者のうち希望する建築士には(一財)日本建築防災協会より技術者証(有料・カード式)が発行され、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定復旧技術者名簿」に掲載されます。また、その建築士を有する建築士事務所で、希望する建築士事務所を対象に建築士事務所名簿を作成して都道府県に提出すると共に、(一財)日本建築防災協会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所(建築士)の検索、協力要請等の資料として活用します。

* 技術者証の発行は、建築士資格を有する者に限ります。

* 建築士事務所名簿への掲載は、技術者証発行希望者を有する建築士事務所となります。

平成28年度講習を受講し、技術者証を申請した方は令和4年3月末が有効期間満了となります。
技術者証及び技術者名簿の更新をご希望の場合は本講習会を受講のうえ申請が必要となります。

記

- 主 催：(一社)長崎県建築士事務所協会、(一社)日本建築士事務所協会連合会
- 共 催：(一財)日本建築防災協会
- 後 援：長崎県(予定)、(公社)日本建築士会連合会、(公社)日本建築家協会

1) 受講対象

建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士、建築および防災関係の行政職員

2) 講習日時・定員・会場

日 時 令和3年12月17日(金) 10:00~16:20
定 員 50名
会 場 長崎県建設総合会館 8階大会議室

3) 受講料について

※技術者証発行手数料は含みません。

(一社)長崎県建築士事務所協会会員 4,400円
会員以外 6,600円

4) 使用するテキストについて

① 必須 別刷資料 4,000円(全構造)

② 任意(すでにお持ちの方は購入の必要はありませんが、講習では内容に触れますので講習時にはお持ちください)

2015年改訂版 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針 7,920円(税込)

5) 技術者名簿掲載及び技術者証の発行について

技術者証発行手数料 1, 100円 (希望者のみ、送料・消費税込み)

受講修了された建築士で希望者には、技術者証（有効期間5年・令和9年3月31日まで）を有料で発行し「技術者名簿」に掲載します。なお、技術者証は（一財）日本建築防災協会から発送されます。

発行希望の場合は、発行手数料を受講料に加算してお支払いください。また、「発行申込書（別紙1）」は写真1枚（サイズは縦3.5cm×横2.5cm裏面氏名記入のもの）を添えて、講習会当日、会場に持参してください。

6) 建築士事務所名簿への掲載

技術者証発行希望者を有する建築士事務所のうち掲載希望の建築士事務所を対象に「技術事務所名簿」を作成し、その名簿を長崎県に提出するとともに（一財）日本建築防災協会ホームページに掲載し、震災時に活用します。

掲載希望の場合は「掲載申込書（別紙2）」をご記入の上、講習会当日、会場に持参してください。

7) 講習内容（予定）

時間割	講習内容	講師
9:30～10:00	受付	
10:00～10:10	挨拶・目的(10分)	
10:10～10:30	被災度区分判定の考え方(20分)	DVD講習
10:30～10:40	(休憩)	
10:40～12:10	木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針(90分)	DVD講習
12:10～13:10	休憩 (昼食)	
13:10～14:40	鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針(90分)	DVD講習
14:40～14:50	(休憩)	
14:50～16:20	鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針(90分)	DVD講習

8) 申し込み方法

受講料（技術者証発行希望の場合は1,100円加算）を下記口座にお振り込みの上、**受講申込書に振込控えの写しを添えてFAXにてお送りください。**なお、振込手数料は各自ご負担願います。欠席の場合でも返金は致しません。

【振込先】十八親和銀行 桜町支店 普通 0292786 一般社団法人長崎県建築士事務所協会

振込票の控えを領収書に替えさせていただきます。また、**受講票は発行しません**ので、講習会当日、遅れずに会場へお越しください。（9:30～受付開始）

9) 締め切り日 令和3年11月25日

※定員になり次第締め切ります。

10) 講習日に持参するもの（③～⑤は希望者のみ。この案内の5）と6）をご参照下さい。）

①筆記用具等、②昼食、③**発行申込書(別紙1)**、④**写真1枚** ⑤**掲載申込書(別紙2)**

※**受講票は発行しません**。講習会当日遅れずに会場へお越し下さい。（受付9:30～）

※**テキストは会場にて配付します。**

※**2015年改訂版テキストをお持ちの方はご持参ください。**

11) お問い合わせ（申込先）

（一般社団法人）長崎県建築士事務所協会 事務局
〒850-0874 長崎市魚の町3番33号
TEL: 095-826-7010 FAX: 095-826-7968

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿
掲載申込書

令和 年 月 日

(一財) 日本建築防災協会 殿

建築士事務所名
開設者氏名

下記の「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項」を了解するとともに、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載及び(一財)日本建築防災協会のホームページでの公開並びに名簿の都道府県への送付を下記名簿内容により希望いたします。

記

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項

- ①「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載を希望する建築士事務所は、「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者」を有していること
- ②上記建築士事務所は、地震被災後に都道府県等が実施する被災住民に対する震災復旧のための住宅相談の依頼があった場合は、建築士事務所として協力する意思があること
- ③上記住宅相談及び被災住民から依頼のあった震災建築物の被災度区分判定及び復旧の実施にあたっては、誠意をもって対応し、また的確に実施すること
- ④「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」は、作成した団体が都道府県に送付し、地震被災後の建築物の復旧活動実施の際に活用されること
- ⑤この技術事務所名簿の有効期間は5年とする。(ただし、今回の受講者は、令和9年3月31日までとする。)

名簿掲載内容

・(単位会) 会員の有無 有 無 (いずれかに○印)

・建築士事務所名 _____

・所在地 〒 _____

・電話番号 市外局番 () - () - ()

・FAX番号 市外局番 () - () - ()

・メールアドレス _____

・判定・復旧技術者氏名・資格・講習修了構造

氏名 _____ 資格: 建築士 講習修了構造: 全構造 木造

氏名 _____ 資格: 建築士 講習修了構造: 全構造 木造

氏名 _____ 資格: 建築士 講習修了構造: 全構造 木造

・連絡主管者氏名 _____ 緊急連絡先 () - () - ()

注1) 判定・復旧技術者氏名等の欄は、この用紙で足りない場合は、別紙に追記してください。講習修了構造は、全構造の講習会の受講修了者か木造のみの講習会の受講修了者かいずれかに○印をつけてください。

ただし、木造建築士の場合は全構造を受講されていても「木造」に○印をつけてください。

注2) 連絡主管者氏名・緊急連絡先の欄は、判定・復旧技術者が複数の場合に1名を選んで記入してください。

注3) この申込書の個人情報、技術事務所名簿の作成に使用し、技術事務所名簿は都道府県に送付し震後対策の住宅相談、被災度区分判定及び復旧の相談等の際に使用されます。

注4) この申込書は、事務所単位で記入してください。

※「判定・復旧技術者」氏名は、技術者証発行を希望する所属建築士の氏名を記載ください。